

第5回教育委員会

令和4年3月24日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第41号

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

1 対象職員

教育委員会所管の学校園の会計年度任用職員

2 改正理由

令和3年の人事院勧告において、国家公務員の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援」について、政府等へ意見の申出があり、本市が取り組んでいるワーク・ライフ・バランス推進の観点から、人事院の申出に沿って休暇制度に係る改正を行う。

3 改正内容

- (1) 出生サポート休暇（不妊治療のための休暇）の新設【第11条第1項第10号の2】
 - ・ 特別休暇（有給）とする。
 - ・ 年5日間（教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）
 - ・ その他詳細については別紙のとおり

- (2) 育児参加休暇の対象期間の拡大【第11条第1項16号】
 - ・ 対象期間について、現行の「産前産後の期間における24週間」としているものを、「分べん予定日の24週間前の日からその分べんに係る子が1歳に達する日までの間」とする。

- (3) 会計年度任用職員の介護休暇等の取得要件の緩和
 - ① 子の看護休暇・短期介護休暇の「6月以上継続勤務」との要件を「6月以上の任期又は6月以上継続勤務」に緩和【第11条1項第17号・18号】
 - ② 介護休暇・介護時間の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件の廃止【第12条、第14条】

4 施行期日

令和4年4月1日

○出生サポート休暇(不妊治療のための休暇)について

- (1) 種別
特別休暇
- (2) 対象
職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
- (3) 承認期間
4月1日から翌年3月31日までの間につき5日
(体外受精等の教育長が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10日の範囲内の期間)
- (4) 取得単位
1日又は1時間
- (5) 給与の取扱い
有給
- (6) 承認手続き
休暇の承認にかかり、クリニック等の診察券、治療の日時や金額が確認できる領収書、治療の内容が分かる書類等の確認を行う。
- (7) その他
 - ・「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。「通院等」とは、不妊治療を受けるための医療機関への通院、当該医療機関が実施する不妊治療に関する説明会への出席等をいい、当該通院や説明会への出席等のための移動を含む。
 - ・「教育長が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。

議案第41号

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪府教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p><u>(10の2) 会計年度任用職員（任用の期間が6月以上である職員又は本市の職員として引き続き6月以上在職している職員のうち、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第17号及び第18号において同じ。）が不妊治療に係る通院等（教育長が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（当該通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p>[新設]</p>

治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

[(11)～(15) 略]

(16) 会計年度任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 分べん予定日の24週間前の日からその分べんに係る子が1歳に達する日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

(17) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

[(11)～(15) 同左]

(16) 会計年度任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 産前産後の期間における24週間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

(17) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（本市の職員として引き続き6月以上在職している職員のうち、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。次号において同じ。）がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する中学校就学の始期

に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間

[(18)～(20) 同左]

2 第9条第6項及び第7項の規定は、前項第14号及び第16号から第18号までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、同条第6項ただし書中「1時間(会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者にあつては、半日(当該割り振られた1の勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数(会計年度任用短時間勤務職員にあつては、当該割り振られた1の勤務時間の時間数を勘案して1時間を超える時間数で別に定めるもの)をいう。)又は1時間)」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第12条 [同左]

[(18)～(20) 略]

2 第9条第6項及び第7項の規定は、前項第10号の2、第14号及び第16号から第18号の規定による特別休暇に準用する。この場合において、同条第6項ただし書中「1時間(会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者にあつては、半日(当該割り振られた1の勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数(会計年度任用短時間勤務職員にあつては、当該割り振られた1の勤務時間の時間数を勘案して1時間を超える時間数で別に定めるもの)をいう。)又は1時間)」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第12条 会計年度任用職員(次のいずれにも該当する職員に限る。以下この条において同じ。)が要介護者の介護をするため、第3項から第8項までに定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護休暇を与えることができる。

<p>[削る]</p> <p>(1) 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任用の期間が満了すること及び<u>任命権者を同じくする職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない職員</p> <p>(2) [略]</p> <p>[2～8 略]</p> <p>(介護時間)</p> <p>第14条 <u>会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）</u>が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、その任用の期間内（当該任用の期間の初日前に当該職員が本市の職員として引き続き在職していた期間内において、この条の規定による介護時間を取得したことがある場合にあっては、当該介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合（当該1日の所定の勤務時間が6時間15分以上である場合に限る。）には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。ただし、当該要介護者に係る指定期間と重複する期間内においては、この限</p>	<p>(1) <u>任命権者を同じくする職</u>（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である職員</p> <p>(2) 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任用の期間が満了すること及び<u>特定職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない職員</p> <p>(3) [同左]</p> <p>[2～8 同左]</p> <p>(介護時間)</p> <p>第14条 <u>会計年度任用職員（次のいずれにも該当する職員に限る。）</u>が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、その任用の期間内（当該任用の期間の初日前に当該職員が本市の職員として引き続き在職していた期間内において、この条の規定による介護時間を取得したことがある場合にあっては、当該介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合（当該1日の所定の勤務時間が6時間15分以上である場合に限る。）には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。ただし、当該要介護者に係る指定期間と重複する期間内においては、この限りでない。</p>
---	--

<p>りでない。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である職員</p> <p>(2) 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に使用されたこの規則による改正前の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項第16号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項第16号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。